金沢大学つるま同窓会会則

第1章 総則

第1条 本会は，「金沢大学つるま同窓会」と称する。

第2条 本会の事務所は，金沢大学医薬保健学域保健学類（以下，金沢大学保健学類）内（石川県金沢市小立野5丁目11-80）に置く。

第3条 本会は，会員相互の親睦を図り，その融和向上を通じて金沢大学保健学類の発展に寄与することを目的とする。

第4条 本会は，前条の目的を達成するため次の事項を行う。

1．会員の親睦，交流等に関する事項

2．母校の発展に関する事項

3．会員名簿及び会報の発行に関する事項

4．その他本会の目的達成のために必要な事項

第2章 組織

第5条 本会の会員は，通常会員，準会員，及び特別会員とする。

1．通常会員：金沢大学医学部保健学科および金沢大学保健学類卒業生並びに金沢大学医学系研究科保健学専攻及び金沢大学医薬保健学総合研究科保健学専攻修了生

2．準会員：金沢大学医学部保健学科，金沢大学保健学類並びに金沢大学医学系研究科保健学専攻及び金沢大学医薬保健学総合研究科保健学専攻に在籍している学生

3．特別会員：上記の教員及び元教員

第6条　事務局に専従職員をおくことができる。

第3章 役員会・会議

第7条 本会に次の役員を置く。

1．会長　1名

2．副会長　4名

3．評議員　8名

4．監　事　2名

第8条　役員の選任は，次のとおりとする。

1．会長：通常会員の中から評議会が推薦し，総会で委任する。

2．副会長：通常会員の中から評議会が推薦し，会長が委任する。

3．評議員：通常会員の中から評議会が推薦し，会長が委嘱する。

4．監事：通常会員の中から評議会が推薦し，会長が委嘱する。

第9条 役員の任務

1．会長は，本会を代表し，会務を統轄する。

2．副会長は，会長を補佐し，会長事故ある時はその職務を代行する。

3．評議員は，第4条に揚げる重要事項を審議する。

4．監事は，会計を監査し，その結果を総会に報告する。

第10条　本会では，次の会議を開催する。

1．総会は，評議会が適当と認める時に開催する。

2．評議会は，会長，副会長，評議員で構成し，本会の運営及び事業等の計画，並びに遂行にあたる。

第11条　会長及び他の役員，評議員の任期は2年とする。但し再選を妨げない。

第12条　役員総数の過半数以上の出席で成立し，過半数以上の賛成で議決する。

第4章 会計

第13条　本会の経費は，会員の会費その他の収入をもってこれに充てる。

第14条　会員は，会費を納入しなければならない。

第15条　本会の会費は次のとおりとする。

通常会員：10，000円（卒業時までに納入する）

第16条　本会の会計年度は，4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

第17条　本会の会計については，毎年1回評議会において会計報告をしなければならない。

第18条　本会の設立年月日は平成12年4月1日とする。

附則

本会則は平成12年4月1日より施行する。

附則

本会則は平成19年4月1日より施行する。

附則

1　本会則は平成20年4月1日より施行し，平成20年4月1日より適用する。

2　金沢大学の学類再編に伴い，本会の名称を「金沢大学医学部保健学科つるま同窓会」から「金沢大学つるま同窓会」に変更する。

附則

本会則は平成28年4月1日より施行し，平成28年4月1日より適用する。